

日本材料学会論文賞規程

昭和41年6月21日決定
平成3年6月28日改正
平成6年8月23日改正
平成7年10月25日改正
平成9年10月21日改正
平成18年8月30日改正
平成23年4月21日改正

- 第1条 本会は日本材料学会論文賞（英文名，JSMS Award for Scientific Papers）を設け，本規程によって授賞する。
- 第2条 本賞は前2ケ年に本学会誌「材料」に掲載された単一の論文を審査し，特に優秀な論文の著者に対し，毎年総会において授与する。
- 第3条 本賞は賞状とし副賞を添える。
- 第4条 授賞は次の方法で決定する。
1. 受賞候補論文の推薦者は本会会員とする。
 2. 推薦者は本会指定の様式による推薦書1部を会長宛に提出する。
 3. 受賞論文の選考は選考委員会で行う。選考委員は毎年会長が委嘱する。委員長は会長または会長の指名する者とする。
 4. 選考委員会は候補論文中から適当と認める論文を受賞候補論文として選考し，選考報告を付して会長に報告する。
 5. 会長は受賞候補論文について理事会にはかり，授賞の可否を決定する。
- 第5条 本賞を授与すべき適当な論文がないときは，その年は授賞しない。

日本材料学会論文奨励賞規程

平成24年2月24日決定
平成27年4月20日改正

- 第1条 本会は日本材料学会論文奨励賞（英文名，JSMS Encouraging Award for Scientific Papers）を設け，本規程によって授賞する。
- 第2条 本賞は前2ケ年に本学会誌「材料」に掲載された単一の論文の中から，次の条件を満たす若手の著者に対し，毎年総会において授与する。
1. 原稿受理日において満40歳未満であること。
 2. 第一著者であること。
 3. 材料における学術・技術の進歩，発展に寄与し，独創性と将来性に富むと認められる者。
- 第3条 本賞は賞状とし副賞を添える。
- 第4条 授賞は次の方法で決定する。
1. 受賞候補論文の推薦者は本会会員とする。
 2. 推薦者は本会指定の様式による推薦書1部を会長宛に提出する。
 3. 受賞論文の選考は選考委員会で行う。選考委員は毎年会長が委嘱する。委員長は会長または会長の指名する者とする。
 4. 選考委員会は候補論文中から適当と認める論文を受賞候補論文として選考し，選考報告を付して会長に報告する。
 5. 会長は受賞候補論文について理事会にはかり，授賞の可否を決定する。
- 第5条 同一論文が論文賞を受賞した場合，本賞は授けない。また，本賞を授与すべき適当な論文がないときは，その年は授賞しない。

日本材料学会技術賞規程

昭和 41 年 6 月 21 日決定
平成 3 年 6 月 28 日改正
平成 6 年 8 月 23 日改正
平成 12 年 8 月 23 日改正
平成 14 年 10 月 23 日改正
平成 23 年 4 月 21 日改正

- 第 1 条 本会は工業技術振興のため日本材料学会技術賞（英文名，JSMS Award for Technical Developments）を設け、本規程によって授賞する。
- 第 2 条 本賞は材料に関する工業技術の進歩発展に特に貢献した個人あるいは組織に対し毎年総会において授与する。
- 第 3 条 本賞は賞状とし副賞を添える。
- 第 4 条 授賞は次の方法で決定する。
1. 受賞候補者の推薦者は本会会員とする。
 2. 推薦者は本会指定の様式による推薦書 1 部を会長宛に提出する。なお、候補業績の要旨および参考資料（技術雑誌等に発表された記事など）5 部を添付するものとする。なお、必要に応じて資料の追加提出を求めることがある。
 3. 受賞者の選考は選考委員会で行う。選考委員会は毎年会長が委嘱する。委員長は会長または会長の指名する者とする。
 4. 選考委員会は候補者中から適当と認められるものを受賞候補者として選考し、会長に報告する。
 5. 会長は各受賞候補者についてその選考報告を付し理事会にはかり、授賞の可否を決定する。
- 第 5 条 本賞を授与すべき適当な候補者がいないときは、その年は授賞しない。

日本材料学会学術奨励賞規程

平成 3 年 4 月 26 日決定
平成 5 年 10 月 12 日改正
平成 6 年 8 月 23 日改正
平成 7 年 2 月 17 日改正
平成 13 年 10 月 23 日改正
平成 14 年 10 月 23 日改正
平成 23 年 4 月 21 日改正

- 第 1 条 本会は若手研究者に対する日本材料学会学術奨励賞（英文名，JSMS Award for Promising Researchers）を設け、本規程によって授賞する。
- 第 2 条 本賞は材料に関する優秀な学術業績を挙げ、将来の発展が期待されると認められる満 40 歳未満（授賞年の 4 月 1 日現在）の個人に対し、毎年総会において授与する。審査対象は、研究者個人の研究業績全搬とする。
- 第 3 条 本賞は賞状とし副賞を添える。
- 第 4 条 授賞は次の方法で決定する。
1. 受賞候補者の推薦者は本会会員とする。また、本会支部長および部門委員会委員長に受賞候補者の推薦を依頼する。
 2. 推薦者は本会指定の様式による推薦書 1 部を会長宛に提出する。また、候補者の略歴、研究業績の要旨および当該業績に関する参考資料（業績一覧および代表論文など）5 部を添付するものとする。なお、必要に応じて資料の追加提出を求めることがある。
 3. 受賞者の選考は選考委員会で行う。選考委員会は毎年会長が委嘱する。委員長は会長または会長の指名する者とする。
 4. 選考委員会は候補者中から適当と認められるものを受賞候補者として選考し、会長に報告する。
 5. 会長は各受賞候補者についてその選考報告を付し理事会にはかり、授賞の可否を決定する。

第5条 本賞を授与すべき適当な候補者がいないときは、その年は授賞しない。

日本材料学会学術貢献賞規程

平成16年2月20日決定

第1条 本会は日本材料学会学術貢献賞（英文名，JSMS Award for Academic Contribution）を設け、本規程によって授賞する。

第2条 本賞は材料学に関する顕著な研究業績および本会に対する顕著な貢献をすることによって、材料学の進歩発展に寄与したと認められる満55歳未満（授賞年の4月1日現在）の本会正会員個人に対し、毎年総会において授与する。

第3条 本賞は賞状とし副賞を添える。

第4条 授賞は次の方法で決定する。

1. 受賞候補者の推薦者は本会会員とする。また、本会理事および部門委員会委員長に受賞候補者の推薦を依頼する。
2. 推薦者は本会指定の様式による推薦書1部を会長宛に提出する。また、候補者の略歴、研究業績の要旨および当該業績に関する参考資料（業績一覧、代表論文（5編以下）および本会への貢献度を示した資料など）5部を添付するものとする。なお、必要に応じて資料の追加提出を求めることがある。
3. 受賞者の選考は選考委員会で行う。選考委員会は毎年会長が委嘱する。委員長は会長または会長の指名する者とする。
4. 選考委員会は候補者中から適当と認められるものを受賞候補者として選考し、会長に報告する。
5. 会長は各受賞候補者についてその選考報告を付し理事会にはかり、授賞の可否を決定する。

第5条 本賞を授与すべき適当な候補者がいないときは、その年は授賞しない。